

第13回 児童虐待対応における司法関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会	資料4
平成29年2月28日	

## 構成員提出資料

金子構成員 提出資料	1
久保・藤林構成員 提出資料	3
床谷構成員 提出資料	11

第13回「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」に向けての意見

2017.2.28. 金子 敬明

1 イギリスの制度の理解について

前回、イギリスの特別後見制度を紹介したが、これは（特別）養子制度の意義を否定する趣旨でおこなったものではない（前回議事録における提出資料についての説明参照）。

とはいえ、もともと、望まれぬ妊娠をした子について主に利用されてきたイギリスの養子制度は、1970年代に、児童福祉政策の一環でいわば「転用」されて大変貌をとげたという経緯があるところ、近時の特別後見制度の勃興という現象は、そもそもパーマネンシーのために親子関係を切るところまでは必ずしも必要ない（つまり、養子制度にこだわる必要はない）ということの発見の現れである（後世においてそう解釈される）可能性がある。もっとも、特別後見制度の勃興には様々な要因が絡んでいるようであり（実態調査も近年多く行われている）、現時点で確たることは言いがたい。

なお、イギリスのモデルはたしかに魅力的ではあるが、民事法という観点からですら、多くの前提を異にしており、それを無媒介に日本に持ってこれるとは思えない。

\*この検討会での検討の目的は、「パーマネンシー保障の一翼を特別養子制度が担うところ、特別養子制度については多くの問題点が指摘されている。については、特別養子制度の件数増加には必ずしもつながらないかもしれないが、それらの問題点を洗い出し、改善の提言をする」という理解でよいか。

2 実親の同意とその撤回

イギリスでは、養子のための託置（placement）の実親の同意は、CAFCASSの職員がサインするところを証人として見る必要があり、この職員が、それにサインすることでどういふ法的効果が生じるかを完全に理解した上で実親が自由にかつ無条件で同意したことを判断する責任を負うことになっている。

託置についての同意は、養子命令の申立てがされるまでは撤回できることに一応なっている。ただし、同意を撤回しても、裁判所の託置命令（placement order）が得られてしまえば、子は実親のところに戻ってこない。さらに、実際に託置がされてしまうと、養子命令が出されることへの異議は、裁判所の許可がないとできなくなり、しかもその裁判所の許可は、同意時から事情が相当に変化したことが確認される場合に限り得られることになっている（この意味で、実際に託置がされる前と後とでは雲泥の差がある）。つまり、一旦同意したのだから前言を翻すべきではない、という自己拘束の論理よりも、一旦同意を得て託置が現実になされた以上、託置を受けた養育者の期待を保護するために、取戻しを制限すべきである、という論理が強い。（託置前の段階——託置後の段階——養子命令後）

もっとも、地方当局（\*大ざっぱに言って児相に相当）が関与する場合には、実際上は、実親の同意はほとんど問題とならないようである。というのも、地方当局が、養子に出すことをその子のためのプランとして想定している場合には、そのプランでよいということ

につき託置命令 (placement order) を得ることによって裁判所のオーソライズを受けなければならない(司法関与の一環)。その場合には結局、実親の同意は必ずしも必要ではなく、その代わりに、その他の考えるプラン(特別後見はその1つだが、イギリス法上、メニューは他にももっとある)と比較して、養子のための託置をすることがその子の利益にとって最善であることを、地方当局が裁判所に示す必要がある。

しかし日本では、リソースの問題も考えると、児相関与の事例でもそれ以外の場合でも、まずは実親の同意が得られている場合(その前提として、丁寧な説明はもちろん必要)を基軸として考えていくのが、現実的ではないか。

### 3 「第1段階」の裁判について

上述のように、司法関与一般に対するこの検討会での態度決定と整合するか、また関連するが、「第1段階」の裁判で裁判所のオーソライズが得られなかった場合にその後どうなるのか、という問題がありそうだが、その他に、次のようなイギリスの過去の経験を踏まえて制度を構築する必要性もあるだろう。

「2002年法のもとでの placement の枠組みは、かつての”freeing the child for adoption”という手続を置き換えたものである。そこでは、養子機関(\*地方当局や養子斡旋団体)が、子を養子に出すために解放する正式な裁判所命令を求められることができるというものであり、裁判所が、同意が求められている者(第一次的には親)が無条件でその裁判が出されることに同意したこと、あるいはその同意が免除されるべきであること、を認定したときにのみ出された。この裁判の重要な前提として、裁判所が、養子に出すことがその子の利益にかなうこと、及び養子機関が立てた placement のプランが現実的であることを、認定しなければならないということがある。Freeing order の効果は、parental responsibility(\*親権に相当)を親から養子機関へと移転させることである。そうすれば、養子機関は、もし試験養育がうまくいけば養子命令が出ると認識しながら、その子を養子に向けて place することができるのである。簡単に言えば、freeing order とは、養子機関のための「ミニ養子」に相当するといえよう。

一見したところでは単純なこの freeing の仕組みは、失敗だと判断された。そう判断された理由の中には、養子機関は freeing の手続を取ることを強制されておらず、いくつかの養子機関は、既に養親候補者に place されていた子について freeing の手続をとっていた(\*本来は freeing order を得てから place するべきであったのだが)、という点が含まれていた。しかし、最大の問題は、迅速な手続であることが期待されていたのに、実際には逆に、長くて遅れがちなプロセスであったことである。また、freeing order が出たあと、子が’adoption limbo’に置かれ「制定法上の孤児」になること——このことは場合によって、その子が養子に取られない場合に問題を今でも引き起こしている——という不満足な結果ももたらした。

Freeing の欠点のため、Adoption Law Review の Discussion Paper (1991年)は、このプロセスは、全当事者の利益をよりよく守る全く新しい手続によって、取って代わられるべきだと結論付けた。・・・」(Bromley’s Family Law, 11<sup>th</sup> ed. (2015), pp.698-9 より)

以上

# 特別養子縁組制度

家庭養育の著しい困難・不適当が前提

永続的な家庭の保障

社会的養護としての位置づけ

## 普通養子縁組

親の都合による離縁の容易性  
実親との法的関係の継続による不安定

## 里親・未成年後見人

(参考:特別保護者 (special guardian))  
20歳到達まで・親子関係の構築なし

子どもにも  
不利益  
利用抑制

養親確保難

積極的に子の利益を図る公的責任

現行制度の養親の負担大

実親への情報開示  
養育期間中の不安定(同意撤回可能性等)  
一般市民による申立ての負担

行政主導による  
手続き遂行の要請

## 手続きの二分化

特別養子縁組手続開始

※あくまで縁組成立の前提問題の判断

行政の申立てに基づく養子の適

格性の判断(同意の撤回制限, 817  
の7, 817条の6ただし書該当性)

実親への情報開示の抑制  
申立ての負担軽減

特別養子縁組審判申立

※養親との縁組成立の是非の判断

養親の申立てに基づく(※養子  
(後見人)との共同申立も)審判によ  
る身分関係の創設(消滅)

同意撤回可能性等の払拭によ  
る養育期間中の不安定解消

子の利益を  
図るための  
調整

相反する命題

当事者の請求による  
身分関係創設(消滅)

現行法(民817の6ただし書)でも、当事者(実親)の請求を前提としていない。

## ○児童の代替的養護に関する指針

1. 本指針は、児童の権利に関する条約 2、並びに親による養護を奪われ又は奪われる危険にさらされている児童の保護及び福祉に関するその他の国際文書の関連規定の実施を強化することを目的とする。
2. これらの国際文書を背景として、この分野における知識及び経験が発展しつつあることを考慮した上で、本指針は政策及び実践の望ましい方向性を定める。本指針は代替的養護に直接的又は間接的に関わる全ての部門に幅広く普及させることを目的とし、特に以下の事柄を狙いとする。
  - (a) 児童が家族の養護を受け続けられるようにするための活動、又は児童を家族の養護のもとに戻すための活動を支援し、それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカフアーなどの適当な永続的解決策を探ること。
  - (b) かかる永続的解決策を模索する過程で、又はかかる永続的解決策が実現不能であり若しくは児童の最善の利益に沿っていない場合、児童の完全かつ調和のとれた発育を促進するという条件の下、最も適切な形式の代替的養護を特定し提供するよう保障すること。
  - (c) 各国を支配している経済的、社会的及び文化的状況を念頭に置きつつ、これらの点における責任及び義務を政府がより良く実施することを支援し促進すること。
  - (d) 市民社会を含む公共部門・民間部門の双方で社会的保護及び児童福祉に携わる全ての者の方針、決定及び活動の指針となること。

### Guidelines for the Alternative Care of Children

#### I. Purpose

1. The present Guidelines are intended to enhance the implementation of the Convention on the Rights of the Child<sup>2</sup> and of relevant provisions of other international instruments regarding the protection and well-being of children who are deprived of parental care or who are at risk of being so.
2. Against the background of these international instruments and taking account of the developing body of knowledge and experience in this sphere, the Guidelines set out desirable orientations for policy and practice. They are designed for wide dissemination among all sectors directly or indirectly concerned with issues relating to alternative care, and seek in particular:
  - (a) To support efforts to keep children in, or return them to, the care of their family or, failing this, to find another appropriate and permanent solution, including adoption and kafala of Islamic law;
  - (b) To ensure that, while such permanent solutions are being sought, or in cases where they are not possible or are not in the best interests of the child, the most suitable forms of alternative care are identified and provided, under conditions that promote the child's full and harmonious development;
  - (c) To assist and encourage Governments to better implement their responsibilities and obligations in these respects, bearing in mind the economic, social and cultural conditions prevailing in each State; and
  - (d) To guide policies, decisions and activities of all concerned with social protection and child welfare in both the public and the private sectors, including civil society.

厚生労働省ホームページ「社会的養護の現状について平成28年11月」P61~

(10) 児童養護施設の入退所の状況(平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成26年度退所児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
1,237	3,885	71	5,193	2,652	70	1,355	345	17	10	30	3	248	4,730	738

  

変更前の内訳							変更後の内訳								
乳児院	他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
669	213	74	119	27	98	18	19	189	75	126	99	35	12	71	131

(11) 乳児院の入退所の状況(平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成26年度退所児童数							
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除						変更	
				家庭環境改善	児童の状況改善	普通養子縁組	特別養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
118	1,634	406	2,158	1,007	24	27	50	10	47	1,165	1,094

  

変更前の内訳					変更後の内訳						
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	他の乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	その他
67	11	37	2	1	30	705	2	264	25	9	59

(10)(11):家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」) 64

(15) 里親の委託・委託解除の状況(平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				平成26年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
599	783	70	1,452	293	10	137	67	31	285	13	4	141	981	343

  

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他
314	142	8	24	0	81	19	11	14	128	13	7	88	63	0	11	19

(14)(15):家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」) 66

(16) ファミリーホーム委託・委託解除の状況 (平成26年度中)

(単位:人)

平成26年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				平成26年度委託解除児童数										
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計	解除									変更 他の児童 福祉施設等	
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他		計
141	236	26	403	95	8	44	10	0	1	11	0	10	179	68

  

変更前の内訳							変更後の内訳									
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	ファミ リー ホーム	その他	乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	その他
28	40	0	8	1	46	15	3	1	23	3	6	19	5	0	2	9

(16):家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)

(5) 在所期間別在籍児童数 (平成27年3月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,136	23.9%	1,535	48.0%	4,556	15.7%	430	32.2%	871	52.5%
1年以上 2年未満	681	14.3%	947	29.6%	3,764	13.0%	309	23.2%	606	36.6%
2年以上 3年未満	558	11.7%	538	16.8%	3,205	11.1%	257	19.3%	137	8.3%
3年以上 4年未満	530	11.1%	142	4.4%	2,721	9.4%	147	11.0%	36	2.2%
4年以上 5年未満	345	7.2%	26	0.8%	2,441	8.4%	90	6.7%	8	0.5%
5年以上 6年未満	264	5.5%	7	0.2%	2,023	7.0%	34	2.5%	0	0.0%
6年以上 7年未満	215	4.5%	2	0.1%	1,868	6.4%	27	2.0%	0	0.0%
7年以上 8年未満	200	4.2%	-	-	1,671	5.8%	17	1.3%	0	0.0%
8年以上 9年未満	143	3.0%	-	-	1,285	4.4%	17	1.3%	0	0.0%
9年以上 10年未満	141	3.0%	-	-	1,167	4.0%	4	0.3%	0	0.0%
10年以上 11年未満	144	3.0%	-	-	1,047	3.6%	1	0.1%	-	-
11年以上 12年未満	123	2.6%	-	-	892	3.1%	1	0.1%	-	-
12年以上 13年未満	93	2.0%	-	-	755	2.6%	-	-	-	-
13年以上 14年未満	68	1.4%	-	-	633	2.2%	-	-	-	-
14年以上 15年未満	57	1.2%	-	-	456	1.6%	-	-	-	-
15年以上 16年未満	36	0.8%	-	-	336	1.2%	-	-	-	-
16年以上 17年未満	16	0.3%	-	-	127	0.4%	-	-	-	-
17年以上 18年未満	7	0.1%	-	-	34	0.1%	-	-	-	-
18年以上	6	0.1%	-	-	13	0.0%	-	-	-	-
総 数	4,763	100.0%	3,197	100.0%	28,994	100.0%	1,334	100.0%	1,658	100.0%

家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)

暮らし

プラス

## 西日本新聞

夕刊

中央区天神1丁目4番1号 ©西日本新聞社2017年 ☎092(71)5555(代)

2017年(平成29年) 2月24日(金曜日)

## 父母の面会ない施設入所児

児童養護施設に長期間預けられたまま実親との面会もないといった理由で、全国の児童相談所が「特別養子縁組を検討すべきだった」と考えたのに実現に至っていない事案が2014、15両年度で計288件あったことが、厚生労働省の調査で分かった。「実親の同意要件」が障壁になったとの回答が約7割だったことも判明。実親との交流がない上、養子として家庭的な環境を得られない子どもが存在が浮き彫りになった。

専門家は「児相によって特別養子縁組に消極的なところもあり、本来は縁組の検討が必要な事案はもっと多い」と指摘。戸籍上、養父母の実子と同じ扱いになる特別養子縁組は、法律で実父母の同意が原則的に必要と定められているが、

## 養子縁組親の同意が壁

## 14、15年度 288件実現せず

厚生労働省は同意を得るのが難しい場合の対応を検討する構えだ。

厚生労働省は昨年10月、14、15両年度に活動実態があった全国209の児相に対して、特別養子縁組の成立件数などに関する質問状を送付し、全から回答を得た。

その中で、乳児院や児童養護施設に長期間預けられ、実親との交流面会がないなど将来的にも家庭復帰が見込めなかった子どもについて、児相が「特別養子縁組を検討すべきだった」と考えたにもかかわらず、実現していない事案を調査。14年度は140件、15年度は148件と確認された。

これに対し、特別養子縁組が成立したケースは14年度に304件、15年度に306件で、計610件に上

った。

障壁となった理由(複数回答)は、「実親の同意要件」との回答が197件(68%)。実親側が「自分では育てられないが養子には出したくない」「いつかは引き取る」と答えたケースや、実親の行方が分からないなど、実親が面会交流しないケースへの対応に関するガイドラインなどルールづくりを求め意見が出ている。

あった。

他の理由は「原則6歳未満と定められている特別養子縁組の年齢要件を満たさなかった」が46件(16%)、「養親候補者が見つからなかった」35件(12%)など。

厚生労働省は調査結果を有識者会議に提出し、実親の同意が得られない場合の対応について検討。識者からは、

社会福祉学 54(4), 28-40 頁「社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション —二次分析による仮説生成と一次データからの示唆—」(永野咲, 有村大士)

#### 4. 高い生活保護受給率

非正規雇用ではない就労をもつ退所者が多い一方で、二次データおよび一次データ(有村ら 2013)からは、高い生活保護受給率が示された(表 8)。二次データを調査時期の各自治体平均受給率と比較した結果、調査に回答した退所者の生活保護受給率はおよそ 4~5 倍の高さであった。また、一般的に 20 代前半には生活保護受給の割合は低いことから、各自治体の 20 代の受給率を算出し比較した。この結果、調査に回答した退所者の生活保護受給率は、各自治体の同年代における生活保護受給率の約 19 倍であった。

また、一次データにおいても、過去 3 年度間で退所した児童の生活保護受給は 512 人(6.64%)であり(表 8)。全国の 2009~2011 年度の 20 代の平均受給率が 0.37%であることと比べると、17.95 倍であった<sup>15)</sup>。

これらの結果から、退所者の生活保護受給率は同年齢層の約 18~19 倍となっており、退所者が経済的困窮に陥る割合が非常に高いといえる。

表 8 生活保護率の比較

データ		退所者 受給率	自治体受 給率 <sup>16)</sup>	退所者受給率/ 自治体受給率	自治体 20 代 受給率 <sup>16)</sup>	退所者/自治体 20 代平均
二次	東京都保健福祉局(2011)	7.9%	1.95%	4.05	0.36%	21.70
	大阪市(2012)	23.5	5.68	4.14	1.24	18.82
	静岡県児童養護施設協議会(2012)	2.9	0.86	3.37	0.19	14.92
	埼玉県福祉部子ども安全課(2013)	6.3	1.28	4.92	0.30	20.36
一次	有村ら(2013)(全国)	6.64			0.37	17.95

- 15) 東京都: 厚生労働省「平成 22 年度福祉行政報告例」、大阪市および静岡県: 厚生労働省「平成 23 年度福祉行政報告例」(静岡県は別掲の政令指定都市静岡市と浜松市との平均)、埼玉県: 埼玉県「埼玉県の生活保護」※埼玉県の調査実施時期である平成 24 年度の福祉行政報告例が未発表(2013 年 7 月末現在)のため県による公式発表を参照(<http://www.prefsaitama.lg.jp/site/saitamaseiho/seihotoukei-sokuhouti.html>, 2013.7.17)。
- 16) 厚生労働省「平成 21 年度~平成 23 年度被保護者全国一斉調査」における 20~29 歳の被保護人員を、総務省統計局「人口推計(平成 21~23 年 10 月 1 日現在)」および大阪市ホームページ「各年 10 月 1 日現在 年齢別推計人口」(<http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000015211.html>) の 20~29 歳の人口で除したものを、「被保護者全国一斉調査」は、政令指定都市が別掲のため、埼玉県にはさいたま市、静岡県には静岡市と浜松市の被保護者数を加算している。
- 17) 保護率は、厚生労働省「平成 21 年度~平成 23 年度被保護者全国一斉調査」における 20~29 歳の被保護人員を、総務省統計局「人口推計(平成 21~23 年 10 月 1 日現在)」の 20~29 歳の人口で除したものを、

「社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）  
平成28年3月10日」より

2. 基本的な考え方

(6) 子どもへの適切なケアの保障

家族から分離され代替的養育を受ける子どもへの適切なケアの保障は、子どもの権利保障の観点から最重要課題の一つであって、公的責任において実現されなければならない。また代替的養育の質の向上は、家庭への公的介入と家族支援の前提でもある。この観点から、里親委託の推進、児童養護施設の小規模化などは喫緊の課題であるが、現在の政策は未だ十分とは言い難く、一時保護所の環境整備も急務である。これらの諸施策を一層強化することに加え、里親制度の充実強化、特別養子縁組制度の子どもの福祉の観点からの見直し、施設（一時保護所を含む。）の小規模化と機能強化が必要である。

9. 社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

(3) 特別養子縁組制度の利用促進のために必要な措置

特別養子縁組制度については、従来、児童相談所等関係機関において、予期しない妊娠・出産に伴った新生児や乳児のための制度と認識され運用されてきたという実情があった。しかしながら、本来、同制度は条文上、「虐待」等による場合も規定されており、虐待を受けた子どもを含めた、幅広い年齢の子どもに永続的な家庭を保障する趣旨であるという認識が徐々に広がり、積極的に特別養子縁組に関与する自治体も増えてきている一方、自治体間・児童相談所間の格差は依然大きいのも事実である。子どもへの永続的な家庭の保障という観点から、社会的養護を要する子どもにとって特別養子縁組制度は極めて重要な意味を持つものであるが、特別養子縁組をあっせんする手続や縁組成立後の養親子家庭に対する支援の仕組みは、明確には法定されていないことから、特別養子縁組の推進について、児童相談所が取り組むべき重要な業務として、児童福祉法上に位置付けるべきである。また、養子縁組里親については、研修や認定等のあり方を見直すことが必要である。さらに、次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・ 原則6歳未満とされている現行の年齢制限について、子どもに永続的な家庭を保障するという視点に立てば、児童福祉法が対象とする全ての年齢の子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直すべきである。
- ・ 現行の手続では、特別養子縁組を成立させる審判の申立ては養親のみしかできず、父母の同意がない場合、後日父母からの不当な攻撃や要求のおそれを否定できないため、養親が申し立てる際の心理的負担は極めて大きい。このため、実親において養育することが難しい子どもについて、特別養子縁組の手続に移行できず、社会的養護に留まる事例が少なくない。そこで、現行の手続を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続（実親との法的親子関係を解消させる手続）と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続（養親との法的親子関係を生じさせる手続）に分け、前者については児童相談所長に申立権を付与するべきである。

民817条の6ただし書該当性

父母の同意

見相長から特別養子縁組手続開始の申立て

養子の適格性認定(子の意向を含む。) + 後見人選任

民817条の6ただし書該当性認定

父母の同意認証

確定

実親の子に対する権利義務停止・同意撤回の制限

確定後速やかに養親候補者に委託

養親候補者から縁組成立の申立て(委託から原則2か月以内)

養親の年齢等適格性認定

+ 養子の適格性認定

試験養育開始

申立て時から養育期間6か月以上(申立て前の養育期間の考慮可能)

養育状況等良好

不調

特別養子縁組成立審判

(実親へ通知[養親情報の秘匿可能])

却下・取下

別候補者に委託

同意撤回可能

養育里親に一時保護委託措置

養親候補者が監護・教育

家裁による後見監督

縁組成立の申立てまで  
同意撤回可能

却下

撤回

実親家庭に復帰  
又は法28条・親権停止・喪失検討

縁組手続開始  
取消申立可

(1) 未成年者との縁組（実方親族関係終了）の要件

①子の年齢は未成年の間とする（案 792 条）。

英国：未成年（18 歳未満）

フランス：15 歳未満（養親家庭に受け入れられてきた子は成年（18 歳）に達した後 2 年間）

ドイツ：未成年（18 歳未満；未成年時から養親家庭に受け入れられてきた子、配偶者の子等は両者の申立てにより、完全養子とすることが可能）

韓国：未成年（19 歳未満）

中国：14 歳未満の孤児・棄児・養育特別困難児童

②親の年齢は 25 歳以上で、未成年者より 15 歳以上年長、夫婦共同を要件としない（案 795 条）。配偶者の同意（案 796 条）。

③12 歳以上の子の同意を要件とする（案 797 条）。

④父母の同意と撤回制限（3 か月以内）を設け、養育不能・不適な親の同意は不要とする（案 798 条～808 条）。同意の手續の整備をする。方式として、公正証書による（案 799 条）。

当初案（戸籍時報 731 号・2015 年 10 月号）では、「父母が親権喪失の審判を受けている場合は、同意不要のただし書の場合と同様とする」旨を規定する案であったが、親権法 G 改正案の共同親権原則化および親権喪失・停止概念を廃止し親権の全面的な制限、部分的制限とする案（親権が制限されている親も子の縁組について同意権を肯定すると考える）を考慮し、縁組に対する親の同意不要の要件を整理するにとどめる。

⑤1 年以上の試験養育（案 805 条。認可縁組あつせん機関によるあつせんの場合は別とする）。

⑥家庭裁判所の審判規準（案 803 条・804 条。子の利益のために必要性が認められるとき）。

⑦離縁の限定（案 809 条）

(2) 縁組の手續

同意の規定を整備して、撤回できない時期を定める。

同意と縁組の 2 段階分離方式（親の同意または同意不要の認定による縁組適格児童の認定とマッチング・縁組決定を区分する方式。フランス法における国家被後見子等）は採らない。

## 【条文案】

### 第二節 縁組による子

#### 第一款 縁組による親子関係の成立の要件

(縁組によって子となる者)

第 792 条 未成年者は、本款から第四款までの規定に従い、縁組によって、子とすることができる。

(成年被後見人による縁組)

第 794 条 成年被後見人が縁組によって未成年者を子とするときは、成年被後見人の助言を得て、家庭裁判所に縁組の請求をしなければならない。

(親となる者の年齢)

第 795 条 縁組によって未成年者を子とする者は、25 歳に達していなければならない、かつ、未成年者よりも 15 歳以上、年長でなければならない。ただし、配偶者の子と縁組をする場合は、この限りでない。

② 婚姻している者が配偶者と共同で縁組をする場合においては、その一方が 25 歳に達しているときは、他方は 20 歳に達していれば、縁組をすることができる。

(配偶者の同意)

第 796 条 配偶者のある者が未成年者を子とするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者ととも縁組をする場合、又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

(子の同意)

第 797 条 12 歳以上の子を縁組によって子とするときは、その同意を得なければならない。子の同意は、公正証書により行うものとする。

② 縁組が成立するまでは、子は、家庭裁判所に申述することにより、同意を撤回することができる。

(親の同意)

第 798 条 縁組の成立には、未成年者の親の同意がなければならない。ただし、親がその意思を表示することができない場合又は親による虐待、悪意の遺棄その他未成年者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(親の同意の方式)

第 799 条 親の同意は、公正証書により行うものとする。

(親の親権行使の制限)

第 800 条 縁組に同意した親については、家庭裁判所は、職権で親権の行使を全部制限し、子のための特別代理人を選任する。ただし、児童相談所長による親権の代行が命じられ、又は未成年被後見人が選任されるときは、この限りでない。

(同意の撤回)

第 801 条 親の同意は、3 か月以内に限り、撤回することができる。

② 第 799 条の規定は、同意の撤回について準用する。

③ 同意の撤回があったときは、家庭裁判所は、親の請求により又は職権で、親権行使の制限の審判を取り消すことができる。ただし、未成年者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(親以外の養育者等の意見)

第 802 条 未成年者が親族、親の配偶者、里親その他親権を有しない養育者によって養育されている場合、又はこれらの者と面会及びその他の交流を有する等の特別の関係にある場合は、家庭裁判所は、その者の意見を聴かなければならない。

## 第二款 縁組による親子関係成立の手続

(家庭裁判所への請求)

第 803 条 縁組によって未成年者を子としようとする者は、家庭裁判所に対し、縁組の成立を請求しなければならない。

(考慮すべき事情)

第 804 条 家庭裁判所は、縁組をしようとする者の養育能力、縁組の動機、子の意思その他一切の事情を考慮して、縁組の成立が子の利益のため必要であると認めるときに限り、縁組を成立させることができる。

(養育の状況)

第 805 条 縁組を成立させるには、縁組によって未成年者を子としようとする者が子を 1 年以上の期間にわたり養育した状況を考慮しなければならない。ただし、児童相談所その他法令の定める認可を受けた縁組あっせんを職務とする法人による縁組のあっせんがあった場合、その他縁組請求前の養育の状況が明らかである場合は、この限りでない。

## 第三款 縁組の効力

(子の身分の取得)

第 806 条 縁組によって、未成年者は、縁組の日から、縁組の請求をした者の子の身分を取得する。

(実方との親族関係の終了)

第 807 条 未成年者と実方の親及びその血族との親族関係は、縁組によって終了する。ただし、縁組によって親となる者が未成年者の親の配偶者である場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定により終了すべき親との親子関係は、縁組後に成立させ、又は確認することができない。

③ 縁組によって子となった者は、戸籍法及び未成年の子の縁組あっせん法に定めるところにより、実親及びその血族その他縁組に関する事実について、情報を請求することができる。

(子の氏)

第 808 条 縁組によって子となった者は、縁組した親の氏を称することができる。

② 共同で縁組した親の氏が異なるときは、子は、親の一方の氏を称することができる。

#### 第四款 離 縁

(未成年者との離縁)

第 809 条 次の各号のいずれにも該当する場合において、家庭裁判所は、請求により、未成年者の縁組の当事者を離縁させることができる。

一 親による虐待、悪意の遺棄その他子の利益を著しく害する事由があること。

二 実父母が養育することができ、かつ、子の利益のため必要があると認められること。

② 離縁は、子が成年に達した後は、これを行うことができない。

(離縁の請求)

第 810 条 子、離縁後にその親権者となるべき者又は検察官は、離縁の請求をすることができる。

② 前項の場合において、子が 12 歳以上であるときは、その同意を得なければ、離縁の請求をすることができない。

(離縁の効力)

第 811 条 子と実親及びその血族との間においては、離縁の日から、縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

(離縁による復氏)

第 812 条 縁組によって氏を改めた子は、離縁によって縁組前の氏に復することができる。

以下略

以上は、日本家族〈社会と法〉学会での報告（2016. 11. 5）から抜粋したもので、詳細は、学会誌『家族〈社会と法〉33号』（2017年7月刊行予定）に掲載される。